

島根県報

第一、三七二号
平成十四年五月三十一日
(金曜日)

告 示

目 次

- 島根県保育士試験規程の一部改正 (青少年家庭課) 一
- 土地改良法の規定に基づく工事完了の届出 (農村整備課) 四
- 林業種苗法の規定に基づく指定採取源の指定の解除 (林業振興課) 五
- 漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅 (漁業管理課) 一一
- 指定漁船調書の縦覧 () 一一

公 告

- 応急入院指定病院の指定 (障害者福祉課) 一二
- 島根県立浜山公園陸上競技場の運動用具(陸上競技器具等)の購入に係る一般競争入札の実施 (都市計画課) 一二
- 島根県立浜山公園陸上競技場の運動用具(陸上競技用具等)の購入に係る一般競争入札の実施 () 一三
- 島根県立浜山公園陸上競技場の運動用具(サッカー・ラグビー用備品)の購入に係る一般競争入札の実施 () 一五
- 開発行為に関する工事の完了 () 一六
- 地労委告示
あっせん員候補者の公示 () 一六

告 示

示

島根県告示第五百五十二号

島根県保育士試験規程(昭和二十八年島根県告示第六百二十九号)の一部を次のように改正する。

平成十四年五月三十一日

島根県知事 澄田信義

様式第一号中

受験番号	※
筆記試験会場	
実地試験会場	

を

受験番号	※						
筆記試験会場							
実地試験会場							
実地試験分野	<table border="1"> <tr><td>絵画制作</td><td>言語</td><td>音楽</td></tr> <tr><td colspan="3">選択する2分野に○印をつけること</td></tr> </table>	絵画制作	言語	音楽	選択する2分野に○印をつけること		
絵画制作	言語	音楽					
選択する2分野に○印をつけること							

に、

試験科目受験免除願		
科目名	証明書番号 (交付年月)	合格都道府県又は学校名
社会福祉	第 年 号月	
児童福祉	第 年 号月	
児童心理学及び 精神保健	第 年 号月	
保健衛生学及び 生 理 学	第 年 号月	
看護学及び実習	第 年 号月	
栄養学及び実習	第 年 号月	
保育原理及び 教育原理	第 年 号月	
保 育 実 習	第 年 号月	

を

試験科目受験免除願		
科目名	証明書番号 (交付年月)	合格都道府県又は学校名
社会福祉	第 年 号月	
児童福祉	第 年 号月	
発達心理学及び 精神保健	第 年 号月	
小児保健	第 年 号月	
小児栄養	第 年 号月	
保育原理	第 年 号月	
教育原理及び 養護原理	第 年 号月	
保 育 実 習	第 年 号月	

に

※ 点 検 欄			
受験資格		住民票の写	
証紙		免除確認	
写真		返信用封筒	
(注) 太線で囲んだ部分には記入しないこと。 (注2) 実地試験受験分野は保育実習を受験する人のみ記入すること。			

に改める。

※ 点 検 欄			
受験資格		住民票の写	
証紙		免除確認	
写真		返信用封筒	
(注) 太線で囲んだ部分には記入しないこと。			

を

に改める。

様式第一号中

受験番号	※		
筆記試験会			
実地試験会			
ふりがな氏			

を

受験番号	※		
筆記試験会			
実地試験会			
実地試験受験分野	絵画制作	言語	音楽
	選択する2分野に○印をつけること		
ふりがな氏			

様式第三号中

1 社会福祉	2 児童福祉	3 児童心理学及び精神保健	4 保健衛生学及び生理学	5 看護学及び実習	6 栄養学及び実習	7 保育原理及び教育原理	保育実習簿記合計
--------	--------	---------------	--------------	-----------	-----------	--------------	----------

を

1 社会福祉	2 児童福祉	3 発達心理学及び精神保健	4 小児保健	5 小児栄養	6 保育原理	7 教育原理及び養護原理	保育実習簿記合計
--------	--------	---------------	--------	--------	--------	--------------	----------

に改める。

様式第五号中

試 験 科 目							
1 社会福祉	2 児童福祉	3 児童心理学及び精神保健	4 保健衛生学及び生理学	5 看護学及び実習	6 栄養学及び実習	7 保育原理及び教育原理	8 保育実習

を

試 験 科 目							
1 社会福祉	2 児童福祉	3 発達心理学及び精神保健	4 小児保健	5 小児栄養	6 保育原理	7 教育原理及び養護原理	8 保育実習

に改める。

附 則

この告示は、平成十四年五月三十一日から施行する。

島根県告示第五百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年五月三十一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名 鹿足郡津和野町土地改良区	事業名 高田地区区画整理事業（基盤整備促進事業）	完了年月日 平成十四年三月六日
-----------------------	-----------------------------	--------------------

島根県告示第五百五十四号
 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定により、指定採取源の指定を次のとおり解除したので、同条第四項において準用する同法第五条の規定により告示する。

平成十四年五月三十一日

島根県知事 澄田信義

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数 (本)	面積 (ha)	所有者等の住所及び氏名又は名称
四五―一	四六・七・一三	普通母樹林	あかまつ	八束郡鹿島町御津二〇四三	四〇〇	一・四一	八束郡鹿島町御津四一五 橋本 利子
四五―二	四六・七・一三	普通母樹林	あかまつ	八束郡鹿島町北講武一三九 二一―	六〇〇	二・六五	八束郡鹿島町北講武八三五 宮廻 亀吉
四五―三	四六・七・一三	普通母樹林	すぎ	八束郡鹿島町上講武二〇一 七	六〇〇	一・九一	八束郡鹿島町上講武二〇七一 石橋 重則
四五―四	四六・七・一三	普通母樹林	ひのき	能義郡広瀬町西比田二四七 三一―	四〇〇	一・〇〇	能義郡広瀬町西比田七九二 野々村善成
四五―五	四六・七・一三	普通母樹林	あかまつ	能義郡広瀬町西比田二三五 八	五〇	〇・一五	能義郡広瀬町西比田四二二 荒川 配民
四五―六	四六・七・一三	普通母樹林	あかまつ	安来市上吉田町一四四六― 一	六七	〇・二二	松江市東本町五一六 山崎 勝義
四五―七	四六・七・一三	普通母樹林	あかまつ	能義郡伯太町東母里二四〇 二	八九	一・〇〇	安来市清瀬町二七一 山本 朋義
四五―八	四六・七・一三	普通母樹林	すぎ	能義郡広瀬町西比田二二四 三	五九	一・一三	能義郡広瀬町西比田二九一― 一 岩田 幾男
四五―九	四六・七・一三	普通母樹林	すぎ	能義郡広瀬町上山左二二八 四	五〇	〇・三三	能義郡広瀬町上山左 佐藤 光弘

四六一一	四六一〇	四六一九	四六一八	四六一六	四六一五	四六一四	四六一三	四六一二	四六一一	四五一一三	四五一一二	四五一一一	四五一一〇
四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
あかまつ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	ひのき	ひのき	ひのき	ひのき	ひのき	すぎ	あかまつ	ひのき	すぎ	あかまつ
八一一 能義郡伯太町東母里三三三	四 能義郡伯太町西母里一八一	安来市大塚町二四五	一 安来市上吉田町一五三五	安来市上吉田町一六二八	安来市上吉田町一六二七	一 安来市上吉田町一六二三	安来市上吉田町一六二五	一 安来市上吉田町一六二四	安来市上吉田町二二六九	安来市上吉田町二二六九	安来市上吉田町二二六九	三一一 能義郡広瀬町西比田二四七	八 能義郡広瀬町西比田二三五
一四五	二一九	一五〇	九五	七七	五八	一九三	二六九	三七〇	九一	八二	八五	二七	二〇
〇・四七	〇・三〇	〇・七九	〇・五三	〇・四六	〇・六五	〇・三五	〇・五〇	〇・六七	〇・八五	〇・五〇	〇・六七	〇・七〇	〇・五〇
柴田 達雄 能義郡伯太町東母里四六八	柴田 達雄 能義郡伯太町東母里四六八	細田仙太郎 安来市大塚町一六四一	中尾 清治 安来市上吉田町八一九	山崎 幸雄 安来市上吉田町三五〇	山根 満 安来市上吉田町八六七	山田 一男 安来市下吉田町一四八	朝比奈修司 安来市下吉田町一〇四	朝比奈修司 安来市下吉田町一〇四	大久保文夫 安来市鳥木町一〇〇	大久保文夫 安来市鳥木町一〇〇	大久保文夫 安来市鳥木町一〇〇	野々村善成 能義郡広瀬町西比田七九二	荒川 配民 能義郡広瀬町西比田四二二

四六一二四	四六一二三	四六一三二	四六一三一	四六一二〇	四六一一九	四六一一八	四六一一七	四六一一六	四六一一六	四六一一五	四六一一四	四六一一三	四六一一二
四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
ひのき	すぎ	くろまつ	くろまつ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	すぎ	ひのき	すぎ	あかまつ	ひのき	あかまつ	あかまつ
一 松江市枕木町柳谷四〇一	一 松江市枕木町柳谷四〇一	八束郡美保関町片江二四九七 七一一	八束郡美保関町片江二四三〇	松江市邑生町鰐口七八八	松江市邑生町張り八二〇	松江市邑生町奥谷八二三	一 松江市枕木町枕木四八七一	一 能義郡広瀬町西谷九〇七一	一 能義郡広瀬町西谷九〇七一	能義郡広瀬町富田二二三六	能義郡伯太町東母里二四九二 二一三	能義郡伯太町東母里二二二〇 一一一	能義郡伯太町西母里一八一 二一一
三〇〇	四三〇	六五〇	六〇〇	一三〇	五三〇	三四〇	二五〇	三二	一一	三五〇	一、〇一〇	八二四	一一六
二・〇〇	一・一八	三・〇四	二・五〇	〇・八六	一・二二	一・五二	七・四〇	〇・〇二	〇・〇一	三・〇〇	一・〇〇	二・二五	一・〇六
三原 誠 松江市枕木町一〇三	三原 誠 松江市枕木町一〇三	八束郡美保関町片江七七四 寺本 昭	鳥取県境港市上道町三三二二 大森 溥明	松江市邑生町二六七 松本 昌訓	松江市邑生町二九八一 内田 善之	松江市邑生町三一 松本 行雄	松江市枕木町枕木二〇五 華藏寺	能義郡広瀬町西谷一〇六 沢田 一郎	能義郡広瀬町西谷一〇六 沢田 一郎	安来市中津町五六一 高橋 功	母里財産区	能義郡伯太町東母里四六八 柴田 達雄	能義郡伯太町東母里四八三 柴田 午郎

四七一四	四七一三	四七一二	四七一	四六一三四	四六一三三	四六一三二	四六一三一	四六一三〇	四六一二九	四六一二八	四六一二七	四六一二六	四六一二五
四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
ひのき	ひのき	ひのき	ひのき	あかまつ	すぎ	あかまつ	すぎ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	すぎ	あかまつ
安来市上吉田町一六八八	安来市上吉田町一七〇一	安来市上吉田町一七〇二	安来市上吉田町一〇一九	松江市枕木町平山四五〇一 一四	松江市枕木町枕木四八七一 二〇	松江市枕木町四八七―三	松江市枕木町後南道下四三 〇	松江市枕木町平床四三三五	松江市枕木町平山四五〇一 六	松江市枕木町平山四五〇一 五	松江市枕木町平山四五〇一 七	松江市枕木町枕木四八七一 一八	八束郡宍道町白石三七九九
六六	二七〇	二三二	六四〇	一六〇	一七〇	四〇〇	一五〇	四六〇	一三〇	一五〇	八〇	五〇	二五〇
〇・六五二	〇・四七九	〇・四三五	一・一八七	〇・三〇	一・九五	二・七〇	〇・三六	〇・六〇	〇・二〇	〇・三〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・六〇
安来市上吉田町一一四七 佐山 光行	安来市上吉田町六三二―一 山本 博美	安来市上吉田町四六八 佐伯 清雄	安来市下吉田町一〇六 湯浅 信雄	松江市枕木町 松本 重頼	松江市枕木町 松本 栄一	住忠株式会社 大阪府大阪市西区南堀江四―一六―一 〇	松江市枕木町三五六 月坂 茂	松江市枕木町三五六 月坂 茂	松江市枕木町一八三 石川 健一	松江市枕木町二九四 石川 昌一	松江市枕木町一八三 石川喜代志	松江市枕木町一八三 石川喜代志	八束郡宍道町白石一二二七 森山 博正

四七―二二	四七―二二	四七―二〇	四七―一九	四七―一八	四七―一七	四七―一四	四七―一三	四七―一二	四七―一一	四七―一〇	四七―九	四七―八	四七―五
四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
ひのき	ひのき	ひのき	あかまつ	あかまつ	あかまつ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	ひのき	ひのき
八東郡東出雲町上意東五七三	八東郡東出雲町上意東一〇二二	八東郡八雲村熊野二三一一	能義郡伯太町東母里二三三四五一一	安来市下吉田町八三一一	安来市下吉田町八三一一、二	能義郡広瀬町西比田二四一二	能義郡広瀬町富田二三三二〇	能義郡伯太町東母里二五二〇―三	安来市田瀬町一五八九	安来市田瀬町一五八四―二	能義郡広瀬町西谷九七四一、二	能義郡広瀬町西谷九七四一、二	安来市上吉田町一七〇五
五七三	五三八	三二八	七一	七二	一二三	五五〇	四二〇	五〇	二八	四四	八一五	七五	一九〇
〇・六五	〇・六五	〇・三二	一・二〇	〇・六八九	〇・九八八	二・二〇	二・一〇	一・〇〇	〇・一二五	〇・三一	二・九〇	〇・四〇	〇・三八
八東郡東出雲町上意東七九九富士本 貢	八東郡東出雲町上意東二〇一〇 浜田 忠光	八東郡八雲村西岩坂九一三 平林 孝一	能義郡伯太町東母里一二三三一 稲田 武男	安来市折坂町 新田 幸三	岡山県倉敷市鶴の浦二一一 井塚 滋夫	能義郡広瀬町西比田四一二 荒川 配民	能義郡広瀬町富田八一八 石田 正	母里財産区	安来市田瀬町一五一 高塚 益	安来市田瀬町一五一 高塚 益	能義郡広瀬町西谷二〇六 沢田百合子	能義郡広瀬町西谷二〇六 沢田百合子	浜田市熱田町七六一―二 持田 宏

四八一三	四八一二	四八一〇	四八一九	四八一八	四八一七	四八一六	四八一五	四八一四	四八一三	四八一二	四八一	四七二四	四七二三
四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四九・三・二九	四八・五・一一	四八・五・一一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
ひのき	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	あかまつ	ひのき
能義郡広瀬町布部二三二 一一二	能義郡広瀬町広瀬一〇六六	能義郡広瀬町広瀬三三八四、 二三八五、二三八六	能義郡広瀬町梶福留一六三 〇	能義郡広瀬町東比田二五一 四	能義郡広瀬町東比田二二七 三	能義郡広瀬町東比田二二四 七―三	能義郡広瀬町菅原一九四 一一二	能義郡広瀬町菅原一八七 五―七、一〇、一八七六	能義郡広瀬町菅原一九一四	能義郡広瀬町菅原一九二 一一二、一九二一	能義郡広瀬町菅原一五八七、 一五八八	松江市古江町莊成五五三一 一、二	八束郡東出雲町上意東六九 九
四八〇	二五〇	七九〇	三二〇	五七〇	五二〇	二五〇	五二	一六〇	一七〇	二二〇	二三〇	一、二五〇	七三五
〇・九八	〇・五六	二・六六	〇・六三	一・二二	一・一〇	〇・五〇	〇・一四	〇・三〇	〇・二四	〇・三九	〇・三三	二・二〇	〇・七〇
能義郡広瀬町布部六四五 笹尾智恵子	能義郡広瀬町広瀬一〇六六 村木 光夫	能義郡広瀬町広瀬一三一九 横地 正夫	能義郡広瀬町梶福留六六六 植木 高義	能義郡広瀬町東比田四七〇 安達 峰夫	能義郡広瀬町東比田一一三四 田邊 善朗	能義郡広瀬町東比田一一三四 田邊 善朗	能義郡広瀬町菅原八二三 岩田登喜雄	能義郡広瀬町菅原七九七 岩田 養治	能義郡広瀬町菅原七九七 岩田 養治	能義郡広瀬町菅原八一七 飛田庄太郎	能義郡広瀬町菅原三六二 山根 裕二	松江市莊成町四四〇 成相寺	八束郡東出雲町上意東八一八 石橋 武

四八一四	四九・三・二九	普通母樹林	ひのき	能義郡広瀬町布部二二二	五五〇	一・〇〇	能義郡広瀬町布部六四五 笹尾智恵子
四八一五	四九・三・二九	普通母樹林	ひのき	能義郡広瀬町西比田二一八 五一	九五	〇・三五	能義郡広瀬町西比田三〇七 金屋子神社
四八一六	四九・三・二九	普通母樹林	ひのき	能義郡広瀬町梶福留一六七 一	七〇	〇・一一	能義郡広瀬町梶福留六二一 森藤 秀代
四八一七	四九・三・二九	普通母樹林	ひのき	能義郡広瀬町西比田二二四 三	一八〇	〇・三〇	能義郡広瀬町西比田二九一一 岩田 幾男
四八一八	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	八束郡八雲村東岩坂	一九〇	三・〇〇	八束郡八雲村東岩坂二〇〇〇 井谷 包夫
四八一九	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	八束郡鹿島町古浦	二五〇	〇・二〇	八束郡鹿島町古浦 山本 武是
四八二〇	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	八束郡鹿島町古浦	二〇〇	〇・二〇	八束郡鹿島町古浦 山本 武是
四八二二	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	八束郡島根町野波	二五〇	〇・三〇	八束郡島根町野波一〇三九 余村 民安
四八二三	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	八束郡島根町野波	三〇〇	〇・五〇	八束郡島根町野波一〇七二 余村 明幸
四八二三	四九・三・二九	普通母樹林	すぎ	八束郡玉湯町林村	五〇	〇・三〇	八束郡玉湯町林村七三四 湯原 政和

島根県告示第五百五十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第二項第一号の規定により、次の加入区について、平成十年島根県告示第百八十号による保険に付すべき義務は、平成十四年五月二十八日限り消滅したため、同条第二項及び同法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十六条の三の規定により告示する。

平成十四年五月三十一日

仁摩町加入区

島根県告示第五百五十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めめるための事前届出があったため、同令第五条第三項の規定により、届出に係る指定漁

島根県知事 澄 田 信 義

船調書を縦覧に供する。

平成十四年五月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

八東郡鹿島町大字御津四六二一四 小笹伸明

〃 〃 〃 三九五 金崎利善

〃 〃 〃 八八九一 佐々木伸幸

2 加入区

御津加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

御津漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

告示の日から十五日間

2 縦覧場所

御津漁業協同組合

公 告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三
条の四第一項に規定する精神病院を次のとおり指定したので、公告する。

平成十四年五月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称	所 在 地	認 定 期 間
島根県立湖陵病院	簸川郡湖陵町大池二百四十番地	平成十四年四月一日から同十七年三月三十一日まで

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）
第百六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十四年五月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

運動用具（陸上競技器具等）

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十四年九月三十日

(四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木
島根県立浜山公園陸上競技場

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当
する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切
り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課
税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百
五分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示
第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・
教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」のB等級以上に格付けされた者である
こと。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札

について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県税を滞納していない者であること。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎二階

島根県土木部都市計画課 浜山公園整備担当（電話〇八五二―二二―五五八七）

(二) 入札説明書の交付方法

平成十四年五月三十一日から平成十四年六月七日までの間（土、日、休日を除く）、

上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

(三) 入札の日時及び場所

日時：平成十四年七月二日 午後二時から

場所：島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室

なお、郵便による入札は認めない。

(四) 開札の日時及び場所

即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場

合は、それに応じなければならない。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否

要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細

入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十四年五月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

運動用具（陸上競技用 整備・運搬・収納器材等）

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十四年九月三十日

(四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木
島根県立浜山公園陸上競技場

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱(昭和四十五年島根県告示第四号)第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」のB等級以上に格付けされた者であること。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県税を滞納していない者であること。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎二階

島根県土木部都市計画課 浜山公園整備担当(電話〇八五二二二一五五八七)

(二) 入札説明書の交付方法

平成十四年五月三十一日から平成十四年六月七日までの間(土、日、休日を除く)、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

(三) 入札の日時及び場所

日時：平成十四年七月二日 午後三時から

場所：島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室

なお、郵便による入札は認めない。

(四) 開札の日時及び場所

即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則(昭和三十九年島根県規則第二十二号)第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否

要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細

入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十四年五月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

運動用具（サッカー・ラグビー用備品）

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十四年九月三十日

(四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木

島根県立浜山公園陸上競技場

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」のB等級以上に格付けされた者であること。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県税を滞納していない者であること。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎二階

島根県土木部都市計画課 浜山公園整備担当（電話〇八五二一三二一五五八七）

(二) 入札説明書の交付方法

平成十四年五月三十一日から平成十四年六月七日までの間（土、日、休日を除く）、

上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

(三) 入札の日時及び場所

日時：平成十四年七月二日 午後四時から

場所：島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室

なお、郵便による入札は認めない。

(四) 開札の日時及び場所

即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否
要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細

入札説明書による。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

氏名	浅田 憲三	年齢	五〇 歳	現職	弁護士
近藤 正三	七八 歳	島根大学名誉教授			
経歴	島根県弁護士会長 島根大学教授 第九・十一・十二・十八、三十七期県地労委委員				
住所	出雲市	委嘱年	平成十三年	松江市	昭和三十九年

平成十四年五月三十一日

島根県知事 澄田信義

一 開発区域

安来市利弘町字林谷二五八番地一 外二筆

面積 一、〇〇一・九八平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び住所

神奈川県座間市立野台五七一番地

山崎恭男

地方労働委員会告示

島根県地方労働委員会告示第三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき委嘱したあさせん員候補者について、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定によりその氏名、現職、経歴等を次のとおり告示する。

平成十四年五月三十一日

島根県地方労働委員会会長 近藤正三

杉谷雅祥	倉崎晃	江田小鷹	吉木孝	矢倉淳	宮崎伸介	武田成司	遠藤渡	田村耀郎	杉谷正	坂本和男
六三歳	六四歳	五七歳	五一歳	四八歳	五〇歳	四二歳	五一歳	五七歳	六八歳	六八歳
山陰クボタ水道用材(株)代表取締役社長 石東農機(株)代表取締役社長 島根県中小企業団体中央会副会長	(社)島根県経営者協会顧問	三和興業(株)代表取締役社長 出雲商工会議所会頭	日本労働組合総連合会島根県連合会会長	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長 中国電力労働組合特別執行委員	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 ゼンセン同盟島根県支部長	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 島根県電力関連産業労働組合総連合会長 中国電力労働組合島根県本部本部長	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 JAM山陰執行委員長 三菱農機労働組合中央執行委員長	島根大学法文学部教授 平田市情報公開審査会委員	島根県社会福祉審議会委員 島根県情報公開審査会委員 島根県消費生活審議会委員	学校法人山陰理容美容学園理事長
島根県中小企業団体中央会常任理事	(株)山陰合同銀行監査役 (社)島根県経営者協会事務局長 第三十七期県地労委委員	出雲商工会議所副会頭 第三十七期県地労委委員	全日本自治団体労組島根県本部執行委員長 浜田市職員組合執行委員長 第三十四～三十七期県地労委委員	中国電力労働組合島根県本部本部長	ゼンセン同盟京都府支部次長 第三十七期県地労委委員	中国電力労働組合島根県本部本部長 第三十七期県地労委委員	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長 第三十七期県地労委委員	島根大学法文学部助教授	山陰中央新報社常務取締役論説主幹 (株)山陰中央新報文化センター代表取締役社長 島根県児童福祉審議会副会長 第三十五～三十七期県地労委委員	島根県商工労働部長 島根県教育委員会教育長 島根県立博物館長 第三十六～三十七期県地労委委員
大田市	安来市	出雲市	浜田市	松江市	松江市	松江市	安来市	松江市	松江市	平田市
平成十三年	平成十一年	平成十一年	平成五年	平成十三年	平成十二年	平成十一年	平成十二年	平成十四年	平成七年	平成九年

毎週火・金曜日発行

三村俊道	神田博義	井原讓	古瀬 禦	樋山陽介
五三歳	五七歳	五五歳	八八歳	五三歳
島根県地方労働委員会事務局審査調整課長	島根県地方労働委員会事務局次長	島根県地方労働委員会事務局長	島根県中小企業団体中央会会長 (社)島根県経営者協会副会長	浜田ガス(株)代表取締役社長 浜田商工会議所副会頭
島根県企画振興部統計課課長補佐	島根県自治研修所次長	島根県産業技術センター所長	島根県水産商工部長 第二十五、三十七期県地労委委員	日本ガス協会中国部会理事
出雲市	松江市	松江市	松江市	浜田市
平成十三年	平成十四年	平成十三年	昭和五十年	平成十三年

平成十四年五月三十一日印刷
平成十四年五月三十一日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)